

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則

規則七―三（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局本庁の項中「地方創生監」、「社会福祉監」、「研究統括監」、「地域活力推進監」及び「研究推

進監」を削り、「地域交通対策監」を「地域交通対策監 に改め、同表人事委員会人事委員会事務局の項中

スポーツ振興監」

を

参事	二種
課長	三種

課長

三種

に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。